

告 示

埼玉県告示第五百八十七号

富士見市から富士見都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたの
で、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課に
おいて縦覧に供する。

令和五年五月十六日

埼玉県知事 大野元裕